

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○個人情報の保護に関する法律施行細則

（県政情報・文書課）

一

ページ

規 則

個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和五年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七七号。以下「政令」という。）及び個
人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号。以下「条例」という。）の
施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第二条 法第七十五条第一項の帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第一号）とする。

（開示請求書）

第三条 法第七十七条第一項の規定により提出する書面は、保有個人情報開示請求書（様式第二号）
によるものとする。

（開示決定等通知書）

第四条 法第八十二条第一項の規定による通知は、保有個人情報の開示をする旨の決定について（様
式第三号）によるものとする。

2 法第八十二条第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定について（様式
第四号）によるものとする。

（開示決定等の期限延長通知書）

第五条 法第八十三条第二項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長について
（様式第五号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例規定の適用）

第六条 法第八十四条の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等期限の特例規定の適用につい
て（様式第六号）によるものとする。

（開示請求事案の移送）

第七条 法第八十五条第一項の規定による移送は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について
（様式第七号）によるものとする。

2 法第八十五条第一項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（様
式第八号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八条 法第八十六条第一項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について
（様式第九号）によるものとする。

2 法第八十六条第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（様式
第十号）によるものとする。

3 法第八十六条第一項及び第二項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関す
る意見書（様式第十一号）によるものとする。

4 法第八十六条第三項の規定による通知は、反対意見書に係る個人情報の開示決定について（様式
第十二号）によるものとする。

（開示の実施等）

第九条 法第八十七条第一項に規定する行政機関等が定める電磁的記録に記録されている保有個人情
報の開示の方法は、次に掲げる方法（条例第二条第二項の実施機関が現に使用している専用機器に
より行うことができるものに限る。）とする。

一 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を日本産業規格A列三番（以下「A三判」とい
う。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

二 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器により出力又は再生したものの閲
覧、視聴又は聴取

三 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの

交付

四 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を光ディスクに複製したものの交付

2 法第八十七条第一項及び前項第一号又は第二号の規定により保有個人情報が記録されている文書又は図画及び電磁的記録（以下この項及び次項において「文書等」という。）を閲覧、視聴又は聴取する者は、当該文書等を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該文書等の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。

4 法第八十七条第三項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第十三号）によるものとする。

5 政令第二十八条第四項の地方公共団体の規則で定める方法は、現金又は郵便為替で納付する方法とする。

（訂正請求書）

第十条 法第九十一条第一項の規定により提出する書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第十四号）によるものとする。

（訂正決定等通知書）

第十一条 法第九十三条第一項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をする旨の決定について（様式第十五号）によるものとする。

2 法第九十三条第二項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（様式第十六号）によるものとする。

（訂正決定等の期限延長通知書）

第十二条 法第九十四条第二項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（様式第十七号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例規定の適用）

第十三条 法第九十五条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（様式第十八号）によるものとする。

（訂正請求事案の移送）

第十四条 法第九十六条第一項の規定による移送は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（様式第十九号）によるものとする。

2 法第九十六条第一項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（様式第二十号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第十五条 法第九十七条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（様式第二十一号）によるものとする。

（利用停止請求書）

第十六条 法第九十九条第一項の規定により提出する書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第二十二号）によるものとする。

（利用停止決定等通知書）

第十七条 法第一百一条第一項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（様式第二十三号）によるものとする。

2 法第一百一条第二項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（様式第二十四号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限延長通知書）

第十八条 法第一百二条第二項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（様式第二十五号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例規定の適用）

第十九条 法第一百三十三条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（様式第二十六号）によるものとする。

（審査会への諮問）

第二十条 法第一百五十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による宮城県個人情報保護審査会への諮問は、次の各号に掲げる審査請求の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

一 法第八十二条の規定に基づく開示決定等に係る審査請求 諮問書（様式第二十七号）

二 法第九十三条の規定に基づく訂正決定等に係る審査請求 諮問書（様式第二十八号）

三 法第一百一条の規定に基づく利用停止決定等に係る審査請求 諮問書（様式第二十九号）

四 法第七十六条の規定に基づく開示請求、法第九十条の規定に基づく訂正請求及び法第九十八条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為に関する審査請求 諮問書（様式第三十号）

2 法第一百五十五条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による通知は、宮城県個人情報保護審査会への諮問について（様式第三十一号）によるものとする。

（適用除外）

第二十一条 政令第十六条第二号の地方公共団体の長が指定する施設は、次に掲げるものとする。

一 県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成十五年宮城県告示第三十号）第二条

第一項に規定する県政情報センター及び県政情報コーナー

二 行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第三十五条第四項第八号に規定する環境情報センター

（運用状況の公表）

第二十二條 条例第二十條の規定による運用状況の公表は、宮城県公報に登録して行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 個人情報保護条例施行規則（平成八年宮城県規則第六十九号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（諸様式に関する経過措置）

3 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の個人情報保護に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

個人情報情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	宮城県
個人情報ファイルが利用に供される個人情報の利用目的	
記録項目	
記録の範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経理的提供先	
請求等を受け利用する組織の名称	(名称)
訂正及び利用停止に特別の法令等の規定による特別の手續	(所在地)
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(パソコン処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の旨	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案を地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	
記録情報に条則要配慮個人情報の旨	
備考	

様式第2号 (第3条関係)

(表 面)
保有個人情報開示請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所 〒

電話 () -

電子メールアドレス (任意)

個人情報保護の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)

イ又はロに○印を付してください。イを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

イ 個人情報窓口における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ 閲覧 (必要に応じて写しの交付*) 写しの交付のみ*
＜実施の希望日＞ 年 月 日以降 年 月 日から 年 月 日まで
ロ 本人限定受取郵便による写しの送付*を希望する。*送付には郵送料と複写料がかかります。

3 本人確認等

イ 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人
ロ 請求者本人確認書類 健康保険被保険者証 個人番号カード
 運転免許証 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者登録証明書
 その他 ()
※ 郵送により請求をする場合には、本請求書に加えて住民票の写し等を添付してください。
ハ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(イ) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
(ロ) 本人の氏名 (ふりがな) _____
(ハ) 本人の住所又は居所 〒 (ニ) 本人の電話番号 () -
ニ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
ホ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()
※ 次の欄には記入しないでください
担当課 (室) 所 _____ 電話 () - _____ 内線 _____

(裏 面)

1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話」、「電子メールアドレス」

開示請求者 (法定代理人又は任意代理人 (以下「代理人」という。)) の氏名 (4.1) の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可) 及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。連絡を行う際に必要になりますので、開示請求者本人と直接連絡可能な電話番号 (必須) 及び電子メールアドレス (任意) を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報の特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の実施の方法 (個人情報窓口 (県政情報センター) 及び県政情報コーナーをいいます。) における開示の実施の方法、個人情報窓口における開示を希望する場合の希望日) について、希望がありましたら記載してください。

なお、実施の方法は県が定めるところにより、希望する方法に対応できない場合があります。開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることができます。

4 本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における開示請求の場合

来庁して個人情報窓口において保有個人情報の開示請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号) 第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるとは分らない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

(2) 郵送による開示請求の場合

郵送により保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。) を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年被後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類 (ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもの) 限り、また、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもの) により、②委任者の運転免許証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可) 等本人に対して限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第3号（第4条関係）

様

宮城県知事

年 月 日
宮 城 県 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）
- 2 不開示とした部分とその理由

（教示）

(1) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（宮城県知事に対して審査請求をすることができず、ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなり）ます。

(2) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

- (2) 個人情報窓口における開示を実施することができる期間、時間及び場所
期間： 年 月 日から 年 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：

＜連絡先＞
宮城県 部 課（室） 所 班
電 話：
F A X：
e-mail：

（※裏面又は別紙）

保有個人情報の開示をする旨の決定（通知）に係る説明事項

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、（※）裏面（又は別紙）の保有個人情報の開示をする旨の決定の通知（以下「通知」といいます。）を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいいます。）における開示の実施を選択される場合は、通知の4(2)「個人情報窓口における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、通知の「連絡先」に記載した担当班まで連絡してください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には当方に届くように提出願います。

また、本人限定受取郵便による写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

なお、この場合は、別途、複写及び郵送に係る費用を負担していただくこととなります。

2 決定に対する審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定に基づき、審査請求又は決定の取消の訴え（取消訴訟）を提起することができます。

これについて詳しくは、通知の「2 不開示とした部分とその理由」の（教示）をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 個人情報窓口における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、個人情報窓口に来られる際に、この通知をお持ちください。

(2) 本人限定受取郵便による写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の送付後にこちらからお知らせする送付に要する費用を現金書留又は国内郵便為替により納付してください。

(3) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）第3条の規定により、通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができません。

正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合は、連絡先の担当班までご連絡ください。

4 連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、連絡先の担当班までお問い合わせください。

（※）保有個人情報の開示をする旨の決定（通知）が2枚にわたる場合は、本説明事項は別紙となります。

様式第4号 (第4条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事

印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

(教示)

- (1) この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<連絡先>
 宮城県 部 課 (室) 所 班
 電 話 :
 F A X :
 e-mail :

様式第5号 (第5条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事

印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (開示決定等期限) 年 月 日)
延長の理由	

<連絡先>
 宮城県 部 課 (室) 所 班
 電 話 :
 F A X :
 e-mail :

様式第6号 (第6条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日) までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日

<連絡先>
宮城県 部 課 (室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第7号 (第7条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	氏 名 : 住所又は居所 : 〒 電話番号 : () -
開示請求者氏名等	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 : 本人の住所又は居所 : 〒 本人の電話番号 : () -
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<連絡先>
宮城県 部 課 (室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第8号 (第7条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先の行政機関の長等	(連絡先) 部局課室所名： 所在地：〒 電話番号：() -

<連絡先>
宮城県
電話：
FAX：
e-mail：
部 課(室) 所 班

様式第9号 (第8条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

あなた (貴団体) に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	(課室所名)
意見書の提出先	(連絡先) 所在地：〒 電話番号：() -
意見書の提出期限	年 月 日

<連絡先>
宮城県
電話：
FAX：
e-mail：
部 課(室) 所 班

様式第10号 (第8条関係)

第 年 月 日

機 宮城県知事 団

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれていないおなする情報の内容	
意見書の提出先	(課室所名) (連絡先) 所在地: 〒 電話番号: () -
意見書の提出期限	年 月 日

<連絡先>
宮城県 部 課(室) 所 班
電話: FAX: e-mail:

様式第11号 (第8条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

(ふりがな)
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)
住所又は居所
住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のおつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報	
開示に関する御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	(電話) () - (FAX) () - (電子メールアドレス)

(別紙)

【様式第11号 (第8条関係)】

保有個人情報の開示決定等に関する意見書の記載方法

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にシ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号、FAX(フアクシミリ)番号、電子メールアドレス等を記載してください。

3 担当連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

<連絡先> 宮城県 部 課(室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第12号 (第8条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

あなた(貴団体)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	開示決定をした日	開示を実施する日
開示することとした理由	年 月 日	年 月 日

(教示)

- (1) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

<連絡先>
宮城県 部 課(室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第13号 (第9条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所 〒

電子メールアドレス (任意)

電話 () -

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 記

文書番号： 第 年 月 日
付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前 ・ 午後

4 本人限定受取郵便による写しの送付の希望の有無 (有 無)

<連絡先>
宮城県 部 課 (室) 所 班
電話 FAX
e-mail:

様式第14号 (第10条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所 〒

電子メールアドレス (任意)

電話 () -

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報	年 月 日	日付： 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類 健康保険被保険者証 個人番号カード
 運転免許証 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 (※ 郵送により請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。)

3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
(2) 本人の氏名 (ふりがな)
(3) 本人の住所又は居所

(4) 本人の電話番号 () -

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

※ 次の欄には記入しないでください

担当課 (室) 所 電話 () - 内線

(別 紙)

保有個人情報訂正請求書の記載方法

【様式第14号 (第10条関係)】

1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」、「電子メールアドレス」
訂正請求者（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）の氏名（6(1)の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、訂正請求者本人と直接連絡可能な電話番号（必須）及び電子メールアドレス（任意）も記載してください。

2 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日
3 ①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。
なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。
① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」
(1) 訂正請求の趣旨
どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。
(2) 訂正請求の理由
訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について
訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなります。

(裏面へ続く)

【様式第14号 (第10条関係)】

6 本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における訂正請求の場合
来庁して個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいいます。）において訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

(2) 郵送による訂正請求の場合
郵送により保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合
「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。
代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。
なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他の資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対して限り発行される書類の写しを併せて提出してください。
なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第15号 (第11条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

(教示)

- (1) この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<連絡先>
 宮城県 部 課 (室) 所 班
 電 話 :
 F A X :
 e-mail :

様式第16号 (第11条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないことと理由	

(教示)

- (1) この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<連絡先>
 宮城県 部 課 (室) 所 班
 電 話 :
 F A X :
 e-mail :

様式第17号 (第12条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県知事 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限) 年 月 日)
延長の理由	

<連絡先>
宮城県 部 課(室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第18号 (第13条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県知事 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<連絡先>
宮城県 部 課(室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第19号 (第14条関係)

第 年 月 日

豊 宮城県知事 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	氏名： 住所又は居所：〒 電話番号：() -
訂正請求者名等	〔法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 () 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 〒 本人の電話番号 () -
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<連絡先>
宮城県 部 課(室) 所 班
電話 FAX e-mail

様式第20号 (第14条関係)

第 年 月 日

豊 宮城県知事 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先の行政機関の長等	(連絡先) 部局課室名： 所在地：〒 電話番号：
備考	

<連絡先>
宮城県 部 課(室) 所 班
電話 FAX e-mail

様式第21号 (第15条関係)

第 年 月 日

豊 宮城県知事 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

貴豊 (貴団体、貴職) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	(氏名、住所等)
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

連絡先
宮城県 部 課 (室) 所 班
電話 FAX e-mail

様式第22号 (第16条関係)

保有個人情報利用停止請求書

第 年 月 日

宮城県知事 豊

(ふりがな) 氏名 住所又は居所 〒 電子メールアドレス (任意) 電話 ()

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	日付: 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)	

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (※ 郵送により請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。)
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (2) 本人の氏名 (ふりがな) _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ (4) 本人の電話番号 () - _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 次の欄には記入しないでください

担当課 (室) 所	電話 () - _____	内線 _____
-----------	----------------	----------

【様式第22号（第16条関係）】

(別紙)

保有個人情報利用停止請求書の記載方法

1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話」、「電子メールアドレス」
 利用停止請求者（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）の氏名（6(1)の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、利用停止請求者本人と直接連絡可能な電話番号（必須）及び電子メールアドレス（任意）も記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

なお、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にシ点を記入してください。

イ 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているとき、□にシ点を記入してください。

また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにシ点を記入してください。

ロ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にシ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

(裏面へ続く)

【様式第22号（第16条関係）】

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわれなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における利用停止請求の場合

来庁して個人情報窓口（県政情報センター及び県政情報コーナーをいいます。）において利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

(2) 郵送による利用停止請求の場合

郵送により保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第23号 (第17条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第101条第1項の規定により、利用停止をすることに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の理由)

(教示)

- (1) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
 宮城県 部 課 (室) 所 班
 電 話 :
 F A X :
 e-mail :

様式第24号 (第17条関係)

第 年 月 日

様

宮城県知事 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

(教示)

- (1) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜連絡先＞
 宮城県 部 課 (室) 所 班
 電 話 :
 F A X :
 e-mail :

様式第25号 (第18条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県知事 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限) 年 月 日)
延長の理由	

<連絡先>
宮城県 部 課 (室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第26号 (第19条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県知事 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定 (利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<連絡先>
宮城県 部 課 (室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第27号 (第20条関係)

第 年 月 日 号

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県知事 閣 下

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

様式第27号 (第20条関係)

(別 紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 の種類等 <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 <input type="checkbox"/> 一部不開示決定 <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、文書番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審 査 請 求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	
6 添 付 書 類 等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 弁明書(写し) ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報に記載された行政文書等(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課(室), 班, 電話番号	

(注1) 2の「開示決定等の種類」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、同法第81条又は文書不存)を記載すること。
(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法(平成26年法律第88号)第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は同法第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第28号 (第20条関係)

第 年 月 日 号

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県知事 閣 下

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づき訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

様式第28号 (第20条関係)

(別 紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	(1) 訂正決定等の日付、文書番号
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審 査 請 求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審 査 請 求 の 趣 旨
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 弁明書（写し） ⑤ その他参考資料
6 添 付 書 類 等	
7 諮問担当課（室）、班、 電話番号	

(注1) 2の「訂正決定等の種類」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。
(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法（平成26年法律第88号）第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は同法第95条の規定に基づき訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第29号 (第20条関係)

第 年 月 日

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県知事 閣

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

様式第29号 (第20条関係)

(別 紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、文書番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審 査 請 求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審 査 請 求 の 趣 旨
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	
6 添 付 書 類 等	① 保有個人情報利用停止請求書(写し) ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)(写し)又は保有個人情報の利用停止を しない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 弁明書(写し) ⑤ その他参考資料
7 諮問担当課(室)、班、 電話番号	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等のをチェックすること。
(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法（平成26年法律第88号）第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は同法第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。
なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第30号 (第20条関係)

第 年 月 日 号

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県知事 閣

諮 問 書

個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づき開示請求【第90条の規定に基づき訂正請求、第98条の規定に基づき利用停止請求】に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同法第1項の規定により諮問します。

様式第30号 (第20条関係)

(別 紙)

1 開示請求【訂正請求、利用停止請求】に係る保有個人情報の名称等	(1) 開示請求【訂正請求、利用停止請求】の日付 (2) 開示請求【訂正請求、利用停止請求】の宛先
2 審査請求に係る開示請求【訂正請求、利用停止請求】	(1) 開示請求【訂正請求、利用停止請求】の日付 (2) 開示請求【訂正請求、利用停止請求】の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の期限	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 審査請求	(1) 保有個人情報開示請求書【訂正請求書、利用停止請求書】(写し) (2) 審査請求書(写し) (3) 弁明書(写し) (4) その他参考資料
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	
8 諮問序担当課(室)、班、電話番号	

(注1) 1の「開示請求【訂正請求、利用停止請求】に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第88条第2項【法第94条第2項、法第102条第2項】の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の期限を、法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限【法第95条又は法第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限】を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注4) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の總代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、法第83条第2項又は法第84条の規定に基づき開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第31号 (第20条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県知事

回

宮城県個人情報保護審査会への諮問について (通知)

年 月 日付けの宮城県知事に対する審査請求について、下記のとおり宮城県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等, 利用停止決定等]	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
審査請求	
諮問日	年 月 日

(注) 「審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等, 利用停止決定等]」の欄については、開示決定等 [訂正決定等, 利用停止決定等] の日付・文書番号, 開示決定等 [訂正決定等, 利用停止決定等] をした者, 開示決定等 [訂正決定等, 利用停止決定等] の種類 (開示決定, 不開示決定等) を記載する。

<連絡先>
宮城県 部 課 (室) 所 班
電 話 :
F A X :
e-mail :